

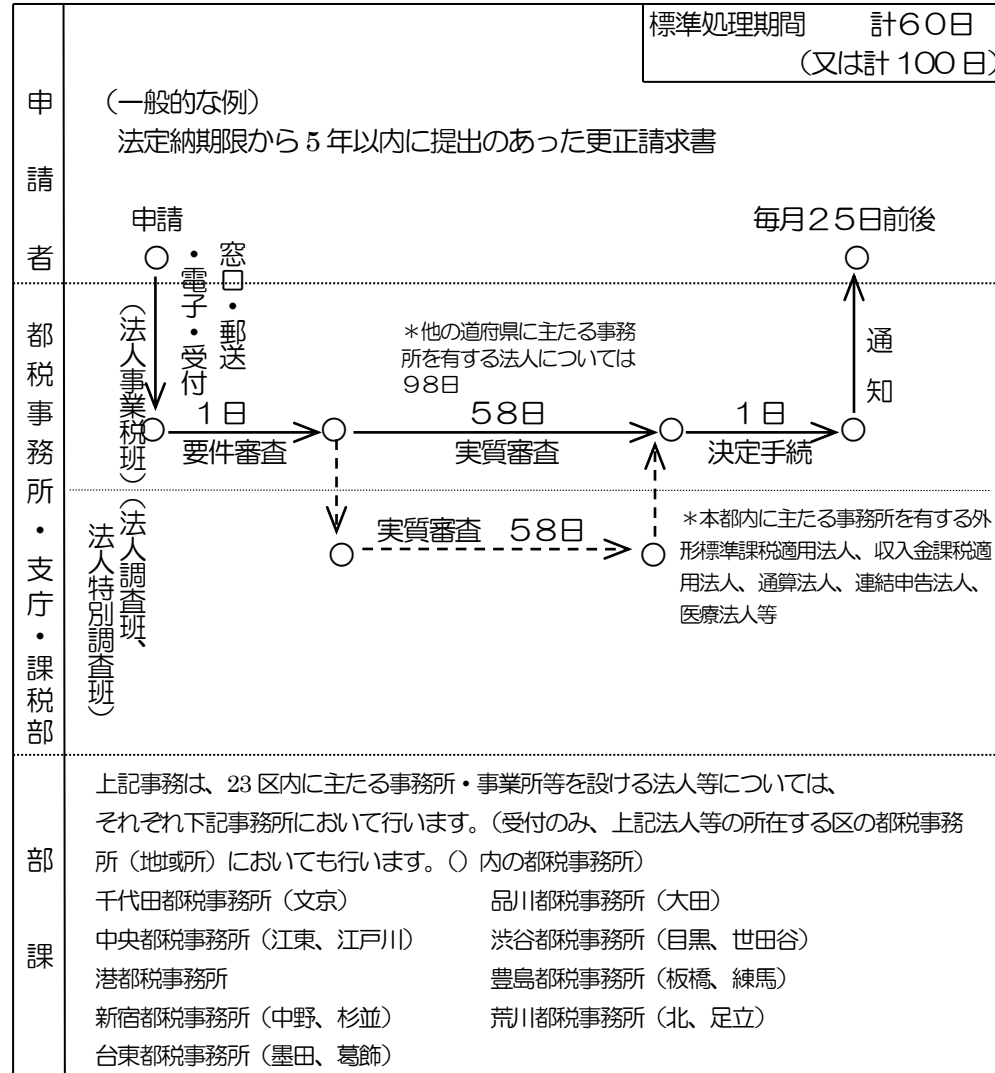
事 務 処 理 フ ロ ー 図

事務名 法人事業税・都民税更正請求事務

作成部署 主税局課税部法人課税指導課法人事業税班 電話 5388-2963

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》



項番	項 目	説 明
1	要件審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	実質審査	税務署調査等を行い、申請書のとおり更正できるかどうかを審査します。税務署更正処理期間(30日程度)後、書類審査を行い、電算入力処理を行います。
3	決定手続	更正できるかどうかの決定を都税事務所長が行います。
4	通 知	申請した法人に文書で通知します。
5		
6		
7		
8		
9		
10		